

令和6年3月26日 第22回

青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 資料3

新型コロナウイルス感染症に関する 青森県独自の注意報・警報基準の廃止 について（案）

健康福祉部保健衛生課
新型コロナウイルス感染症担当

本県独自の注意報・警報基準の廃止（案）

令和5年度をもって基準を廃止

【廃止の理由】

現在、感染状況は落ち着いており、また、オミクロン株が継続するののかなど今後の感染拡大の様相が見通せない状況にあることから、県としては、**現行の注意報・警報基準は廃止することが適当**と考えている。

【令和6年4月以降の対応】

県衛生研究所（現在の県環境保健センター）が発行する週報で、**毎週木曜日に患者報告数を公表**（季節性インフルエンザと同様）。

（参考）現在の基準（令和5年8月31日～運用開始）

注意報 （感染が継続・拡大する可能性が高い）

「定点医療機関当たり患者報告数が **30人／週** 以上」 または 「入院患者数が **400人／日** 以上」

警 報 （感染が大幅に拡大している）

「定点医療機関当たり患者報告数が **40人／週** 以上」 または 「入院患者数が **600人／日** 以上」

※ 県全域の値に基づいて発表

<発表状況>

・ 令和5年8月31日～9月6日 注意報発表

（第34週（R5. 8. 21～8. 27）の定点医療機関当たり患者報告数が31.30となったため）